

「国立研究開発法人国立がん研究センター契約監視委員会」審議概要について

【問い合わせ先】

国立研究開発法人国立がん研究センター
監査室(契約監視委員会事務局)
電話 03-3542-2511 (内線2147)

平成27年度第4回国立研究開発法人国立がん研究センター契約監視委員会が、平成28年3月9日(水)に開催されましたので、その審議概要についてお知らせいたします。

「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」(平成21年11月17日閣議決定)に基づき、外部有識者及び監事で構成する「契約監視委員会」(平成23年3月25日設置)において、閣議決定3.(1)並びに閣議決定3.(2)にかかる契約について、点検、見直しの審議を行うこととした。

第4回 国立研究開発法人がん研究センター契約監視委員会 (概要)

- 開催日及び場所 平成28年3月9日(水) 国立がん研究センター第4会議室
- 出席者
 - ・ 委員(敬称略) 長崎 武彦(監事 ※委員会委員長)
 - 小野 高史(監事)
 - 林 哲治郎(株式会社ワイズテックコーポレーション取締役)
 - 加藤 一郎(弁護士)
 - 小林 広(監査室長 ※委員会事務局)
 - 横山 顕一郎(監査専門職 ※委員会事務局)
 - ・ 契約担当者 総務部長、財務経理部長、総務課長、財務経理課長、調達企画室長、
経理室長、調達第1係長、調達第2係長、研究費事務係長
- 審議対象

「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」(平成21年11月17日閣議決定)における閣議決定3.(1)及び3.(2)

※ 閣議決定3.(1)とは、平成20年度に締結した競争性のない随意契約及び一者応札・応募となった契約並びに平成20年度末時点で継続している19年度以前に締結された複数年契約で競争性のない随意契約及び一者応札・応募となった契約をいう。

(今回は、平成20年度を平成26年度に、平成19年度を平成25年度にそれぞれ読み換えるものとする)

※ 閣議決定3.(2)とは、平成21年度末までに契約締結が予定されている前回競争性のない随意契約及び前回一者応札・応募となった調達案件並びに平成21年度末までに契約締結が予定されている新規調達案件をいう。(今回は、平成21年度を平成27年度に読み換えるものとする)

○ 審議概要

- 1) 平成27年度第3回契約監視委員会（12月16日）における指摘事項の確認
 - ・ 第2回契約審査委員会（平成27年6月24日）No5（検体検査一元管理単価契約）について、機器の使用可能期間による比較や、過去3年間の試薬を含めた支払実績との比較の観点から、契約方式の妥当性について確認した。
 - ・ 今後は契約実績等に基づく適切な価格交渉を随時に実施して、費用の低減化を図ること。

- 2) 平成27年度における随意契約の妥当性について
 - ・ 事前提出資料により、平成27年度随意契約38件について確認した。
 - ・ 研究費の契約案件において、所定の契約手続どおりに実施されていない例が散見された。研究者及び研究者の所属上長への注意喚起が必要で有るとともに、対応する事務担当者も上司へ相談するなど改善し、適切な契約手続きを行うこと。これを次回までに改善し、改善結果を当委員会で報告すること。
 - ・ 既に締結された随意契約が、速やかに契約監視委員会へ付議されていない例が散見された。当委員会の審議対象となる案件の付議を失念しないよう、所管課長・室長が適切に管理すること。

- 3) 平成27年度における一者応札の妥当性について
 - ・ 事前提出資料により、平成27年度一者応札契約13件について確認した。

- 4) 一者応札・応募等事案のフォローアップについて
 - ・ 審議案件なし。

- 5) 平成27年度契約審査委員会の審議状況について
 - ・ 契約審査委員会の中で委員から修正、調査、検討、確認等を求められた事項については、個別決裁で承認が得られた案件とともに、次回の契約審査委員会で必ず報告し、その内容を議事録に記録しておくこと。

- 6) 平成28年度調達合理化計画について
 - ・ 総務省通知に従って適切に計画を策定し、計画どおりに実施すること。

- 7) 業者支払い状況について
 - ・ 平成27年10月～12月における支払業者別金額一覧について、上位50社（支払総額の88.7%）について確認した。

以 上